

9. 日中一時支援事業の取組み（千葉県印西市）

■保護者による障害児学童保育の取組み

印西市における放課後の障害児の活動についてみると、指導員不足等で一般の学童保育での受け入れが難しいことに加え、一般の学童保育を超える年齢になってもクラブ活動や塾など放課後の活動が少なく、自宅で一人で留守番をするのも難しいため、その負担が保護者に集中し、保護者の就労も厳しい状況があった。このため、放課後の障害児受け入れの場に対する要望はかねてより高かった。

そこで、障害児を持つ保護者やボランティアが、市内のある小学校の一角に建つプレハブで、小学校 6 年生までを対象とした障害児向け学童保育の運営を始めた。事業を継続する中で、この学童保育を卒業した中高生の行き場も必要になったため、個人宅で居場所を提供していたが、受入人数に限りがあり、十分な対応は難しかった。

■NPO法人化と学校跡地の活用

平成 17 年、これまで活動していた小学校が廃校となり、高齢者就労支援センターや地域住民の集会所、教育関係の施設等として活用されることとなった。そこで、この教室の一角を市が提供し、国の障害児タイムケア事業に位置付け、「印西市立クリオネクラブ」として事業を展開することとなった。学校跡地ということで、グラウンドや体育館を遊び場として使えることが利点となっている。

事業の開始にあたっては、その実施体制について、2 年程度かけて協議し、その過程で、保護者を中心としたこの取組みをより安定したものとするため、グループはNPO法人格を取得した。

■クリオネクラブのコンセプト

クリオネクラブは、障害のある児童等が住みなれた地域の中で、放課後を友達や指導員と過ごす憩いの場であり、この活動の中で色々な人や地域活動にふれあい、社会参加することによって、強く健やかに育つことを目的としている。

クリオネクラブは、「みんなの場」であり、以下の 3 つの機能を持っている。

- ①出会いの場：放課後の有意義な過ごし方ができる場
- ②交流の場：障害児と保護者と地域の人等との交流の場
- ③相談の場：困っていること、迷っていることを一緒に考えていく場

■クリオネクラブの事業概要

クリオネクラブの事業概要は、図表 1 のとおりである。

対象となる障害に特に限定はなく、どんな障害児でも受け入れている。長期休暇には、短期入所を利用する児童もいるが、なかなか空きがないので、この事業が保護者のサポートとなっている。

利用料は、市内の学童保育の低学年の金額に合わせ、減免措置も設けているので、レスパイト事業等に比べても負担感は軽い。

平成 19 年 4 月からクリオネクラブが隣接の我孫子市の特別支援学校の送迎ルートに入っているため、保護者は送迎の心配をせず夕方まで就労等ができる。

この事業の対象となる子どもは市内に 100 人程度いると思われるが、現在の登録は 30 人程度である。毎日利用する子どもが 15 人程度おり、長期休暇等は定員 25 人でも足りない状

況である。

指導員は、保育士、小中の教員免許保持者等 20 人程度を市非常勤職員に準じた給与体系で雇用し、1 日 8 人程度が勤務している。

■クリオネクラブの利点と今後の展開

クリオネクラブは、指定管理者制度で運用しているが、この枠で足りない場合、出来る限り市が補正予算を組むので、運営は安定している。また、利用者の増加に伴い、指導員の増員が必要であれば、その人件費も必要に応じて手当て

されている。なお、今後は指定管理者制度の趣旨に沿った事業展開をより一層目指すものである。

送迎については、保護者が対応することとなっているが、特別支援学校の送迎ルート、市内循環のふれあいバスの運行ルートに位置するため、一定の負担軽減につながっている。

場所の便利さに加え、平日の夕方まで、また土曜日、長期休暇も預かってくれる場ということで、登録者は現在も増加傾向にある。今後は、これらの利用希望者が必要なときに柔軟に利用できる体制をつくるため、施設の増築等も視野に入れる必要がある。

図表 1 障害児放課後対策事業（印西市立クリオネクラブ）の概要

対象者	市内在住者で小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に通学している児童等 ①身体障害者又は療育手帳の交付を受けている児童 ②学習障害、自閉症、発達性言語障害、多動性障害などの軽度発達障害等の児童
開所日等	①平日（月～金曜）：授業の終了後～18 時 30 分 ②土曜、長期休暇（夏季・秋季・冬季休業、学年末休業日）：8 時 30 分～18 時 ※日曜、祝日、12 月 28 日～1 月 4 日は休所
利用定員	25 人／日
利用料金	8,000 円／月（指定管理者へ納入）。ただし、8 月のみ 10,000 円／月 ※利用料金の減免は以下のとおり。 ①生活保護世帯：全額 ②準要保護世帯：半額
利用場所	そうけふれあいの里（元小学校校舎の一角を利用。同じ建物内には、高齢者就労支援センター、地域住民の集会所、教員研修所等が併設されている）